



かん切りのSG基準(公開用)

一般財団法人 製品安全協会

かん切りのSG基準

1. 基準の目的

この基準は検討当時における既存の事故やクレーム等を基礎として、意図される使用と合理的に予見される誤使用を考慮し、作成されたかん切りの安全性品質及び誤使用防止のための表示の規格である。ここでいう安全性品質とは、かん切りの使用者が正常な使用を行う範囲内で傷害を最小限にすることを目的とした当該基準に示される要件をいう。

2. 適用範囲

この基準は、一般家庭で食用かん詰を開かんするときに用いるかん切り（以下、「かん切り」という。）について適用する。

なお、せん抜き及びかん穴あけが付いているものを含む。

3. 形式分類

形式は、つぎのとおりとする。

小径かん用かん切り：直径が55mm以下のかん詰かんを開かんするもの。

中径かん用かん切り：直径が55mmを越え、102mm以下のかん詰かんを開かんするもの。

両用かん切り：直径が102mm以下のかん詰かんを開かんするもの。

4. 安全性品質

かん切りの安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 構造及び外観	<p>1. かん切りの構造及び外観は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 周辺部及び指を差し込むことのできる部分は、滑らかで、ばり、まくれ等がなく、傷害を与えない構造であること。</p> <p>(2) 切り刃の刃付け部及び先端部並びに引掛けつめ又は歯車の部分は、指で軽く触れたとき、指に傷がつくおそれがないこと。</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
<p>2. 形状及び寸法</p> <p>3. 耐荷重</p> <p>4. 切り粉</p>	<p>(3) 折り込み方式及び折り畳み方式のものは、使用状態に容易にセットすることができ、セットしたとき、確実に固定され、使用中におり戻されることがなく、おり畳んだとき、開くおそれがないこと。</p> <p>2. かん切りの形状及び寸法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 切り刃及び引掛けつめ又は歯車の部分は、全体で外周から著しく突き出していないこと。</p> <p>(2) 切り刃の刃付け部の長さは、○mm以下であること。ただし、切り刃が回転式のもの除く。</p> <p>(3) 切り刃及び引掛けつめの板厚は、○mm以上であること。</p> <p>(4) 取っ手部の長さは、○mm以上、幅は、○mm以上又は同等以上の大きさであること。</p> <p>3. てこ押し切り方式のものは、開かんする状態で取っ手の先端部に○Nの力で引張ったとき、また、歯車等を回転させる方式のもので、取っ手の先端部を○Nの力で押し付けたとき、各部に破損、変形等の異状がないこと。</p> <p>4. かん詰を開かんしたとき、かん内部へ落下する切り粉等の量及び長さは、次のとおりとする。</p> <p>(1) かん内部へ落下する切り粉等の量は小径かん用のものは○mg未満、中径かん用のものは○mg未</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
<p>5. 機能</p>	<p>満、両用のものはそれぞれに適合すること。</p> <p>(2) かん内部へ落下する切り粉等のうち金属片の長さは、0mm以下であること。</p> <p>5. かん切りの機能は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 切り刃及び引掛けつめ又は歯車は、十分かん詰の巻締め引掛り、切り刃の進行に伴い移動が円滑でかん詰の巻締め部から外れないこと。</p> <p>(2) かん詰を開かんしたとき、かん内部に著しい傷が付かないこと。</p> <p>(3) かん詰を開かんしたとき、かんのふたは、0mm以上かん内部へ押し下げられないこと。</p> <p>(4) かん詰を開かんしたとき、かんの切断面は、かん縁部より0mm以上かん中心へ片寄ることがなく、切断面は粗雑でないこと。</p> <p>(5) かん詰○かん開かんしたとき、その最初かんを開かんしたときと、最後のかんを開かんしたときの切れ味及び機能に差がなく、破損、変形等の異状がないこと。</p>	
<p>6. 硬さ</p>	<p>6. 切り刃、引掛りつめ及び歯車の肩さは、ビッカース硬さ○以上であること。</p>	
<p>7. せん抜き及びかん穴あけ</p>	<p>7. せん抜き及びかん穴あけは、使用上、十分な機能があること</p>	
<p>8. 表面処理</p>	<p>8. かん切りの表面処理は、次のとおりとする。</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(1) 切り刃部分に、耐食性材料以外の材料を用いたものは、JIS H8617:1986(ニッケルめっき及びニッケルクロムめっき)に規定する○級以上のめっきが施されており、容易にはく離しないこと。</p> <p>(2) 切り刃及び耐食性材料以外の金属部分は、膜厚が○μm以上のめっき又は洗浄したとき、はく離等がない塗装が施されていること。</p>	

5. 表示及び取扱説明書

保温ボトルへの表示及び取扱説明書は次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
<p>1. 表 示</p> <p>2. 取扱説明書</p>	<p>1. 製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。</p> <p>(1) 申請者(製造業者、輸入業者等)の名称又はその略号。</p> <p>(2) 形式(下げ札又は、包装でもよい)</p> <p>(3) 製造年又はその略号</p> <p>2. 製品には、次に示す趣旨の取扱い上の注意事項を添付すること。</p> <p>なお、一般消費者が容易に理解できるよう図で明示するのが望ましい。</p> <p>(1) 使用方法(簡易なものは除く。)</p> <p>(2) 部品及び附属品の一部が取り外されているかん切りは、その組立の要領及び注意。</p> <p>(3) 使用上の注意</p> <p>(a) 形式を限定しているものは、限定した以外のかんの開かんに使用しな</p>	<p>1. 目視、触感により確認すること。</p>

	<p>いこと。</p> <p>(b)そのままポケット等、肌身につけて持ち歩かないこと。</p> <p>(c)かん切りは、それぞれの用途以外に使用しないこと。</p> <p>(d)てこ押し切り方法のものは、切り刃がかんふたに対し、ほぼ直角になるようにして、開かんすること。</p> <p>(e)かん詰を開かんとするときは、かんの側板の接合部を避けて切ること。</p> <p>(f)使用後は、よく洗淨するか、ふきとって、清潔にして保管すること。</p> <p>(g)さびたり、破損又は、変形した場合は、使用しないこと。</p> <p>(h)使用後は、乳幼児の手の届かないところに保管すること。</p> <p>(i)かん詰めは開かん前にふたを洗淨すること。</p> <p>(j)異形かんの開かん方法。</p> <p>(4)SGマーク制度はかん切りの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度であること。</p> <p>(5)製造業者、輸入業者又は販売業者の名称、住所及び電話番号。</p>	
--	--	--